

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
(令和8年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託審査委員会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（令和8年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託審査委員会）（以下「審査委員会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 令和8年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、高度政策推進局地域ブランドグループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年6月15日から施行し、令和8年度 SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託契約の締結日をもって廃止する。